平成25年6月21日作成 平成29年3月10日下線部追加

食品添加物の安全性に関するリスクプロファイルシート(アルミニウム)

項目	内容	
ハーザードの名称	アルミニウムを含有する添加物	
添加物として使用可能な		
品目及びその用途	品目名	用途
	硫酸アルミニウムカリウム	膨脹剤、色止め剤、品質
	(カリウムミョウバン)	安定剤等
	硫酸アルミニウムアンモニウム	
	(アンモニウムミョウバン)	
	食用タール色素のアルミニウムレーキ	着色料
	アルミニウム末	
	カオリン、活性白土、酸性白土、ベントナイ	製造用剤
	ト、ゼオライト(主成分は含水ケイ酸アルミ	
	ニウム)	
添加物以外の用途、曝露等	・アルミニウムは、地殻を構成する元素の中で 3 番目に多い元素であり、	
	土壌、水及び空気中に存在する。	
	・アルミ製の調理器具や容器を使っているものより食品中に混入する可能	
	性がある。	
	・制酸剤等の医薬品にアルミニウム化合物が含	まれているものがある。

基準値、その他のリスク管理措置 国内 (1)添加物 品目名 使用基準 硫酸アルミニウムカリウム みそに使用してはならない。 (カリウムミョウバン) 硫酸アルミニウムアンモニウム (アンモニウムミョウバン) 食用タール色素のアルミニウムレ カステラ、きなこ、魚肉漬物、鯨肉 漬物, こんぶ類, しょう油, 食肉, ーキ 食肉漬物、スポンジケーキ、鮮魚介 類(鯨肉を含む。), 茶, のり類, マ ーマレード, 豆類, みそ, めん類(ワ ンタンを含む。)、野菜及びわかめ 類に使用してはならない。 こんぶ類, 食肉, 鮮魚介類(鯨肉を アルミニウム末 含む。), 茶, のり類, 豆類, 野菜 及びわかめ類に使用してはならな L1 カオリン、活性白土、酸性白土、ベー食品の製造又は加工上必要不可欠 ントナイト、ゼオライト な場合以外は食品に使用してはな (主成分は含水ケイ酸アルミニウ らない。 ム) ※他の不溶性鉱物と併用する場合 はその合計値 (2) その他 水道水中のアルミニウム及びその化合物の量を 0.2mg/L 以下(水道法に基 づく水道水質基準) 海外 ・コーデックス委員会:硫酸アルミニウムアンモニウムについて、クラッ カー (甘いクラッカーを除く)、通常のベーカリー製品に 100 mgAl/kg、 蒸しパン及び蒸しロールパン等に 40 mgAl/kg の基準が設けられてい る。硫酸アルミニウムカリウムについては、基準は設定されていない。 ・EU: 硫酸アルミニウムカリウム、硫酸アルミニウムアンモニウムを含 む硫酸アルミニウム塩類について、一部の菓子類、さくらんぼの砂糖 漬けに 200 mgAI/kg、液卵白に 30 mgAI/kg の基準が設定されている。

膨脹剤としては、リン酸アルミニウムナトリウムについて、一部のス

	ポンジ製品に 400mg Al/kg の基準が設定されている。	
	・米国:膨脹剤としては、リン酸アルミニウムナトリウム、硫酸アルミニ	
	ウムカリウム及び硫酸アルミニウムアンモニウムが、GRAS(一般に安	
	全であると認められた物質)として扱われており、使用基準は設定さ	
	れていない。その他、国際汎用添加物として指定の手続きを進めてい	
	るアルミノケイ酸ナトリウム及びケイ酸カルシウムアルミニウムは、	
	GRAS として取扱われており、卓上塩中に2%以下の基準が設定されてい	
	る。	
	・中国: <u>膨張剤として、アルミニウムを含有する添加物の使用は認められ</u>	
	<u>ていない。酸性リン酸アルミニウム、アルミノケイ酸ナトリウムの使</u>	
	<u>用は認められていない。硫酸アルミニウムカリウム及び硫酸アルミニ</u>	
	ウムアンモニウムが大豆製品、揚げ物の衣等に 100 mgAl/kg の残留が	
	<u>認められている。</u>	
中毒事例(国内/諸外国)	1988 年 7 月 6 日に水処理場で硫酸アルミニウム 20 トンが水に混入し、アル	
	ミニウム、硫酸及びその他の金属に汚染された水が 20,000 人以上に供給さ	
	れた。推定されている曝露量は理論的最大値で 21 mg/kg 体重/日 (60 kg の	
	成人が 620 mg/l Al の水を 2L 飲むと仮定) と推定された。影響について検	
	討した報告書では、NOAEL 30.7 mg/kg 体重/日を使用して曝露マージンで評	
	価しており、事故直後は一桁あるいは 1 以下であったが、短期間であるた	
	め何らかの継続する健康影響は考えられないとしている。	
食品安全委員会の評価	なし	
	(アルミノケイ酸ナトリウム、ケイ酸カルシウムアルミニウム及び酸性リ	
	ン酸アルミニウムナトリウムについて評価中)	
耐容摂取量、摂取許容量及	PTWI : 2.0 mg/kg 体重/週 (JECFA, 2011)	
び急性参照用量		
耐容摂取量、摂取許容量及	クエン酸アルミニウムを、①妊娠期間及び授乳期間中の母動物及び②離乳	
び急性参照用量の設定根	後の出生児(12 ヶ月間)に飲水投与したところ、100 mg/kg 体重/日の群で	
拠	握力の低下において影響が認められたことから、NOAEL を 30 mg/kg 体重/	
	日としている。	
安全係数	100 (種差及び個体差)	
吸収、分布、排出及び代謝	・ラットにおけるアルミニウム化合物の経口投与後の吸収率は 0.01~0.3%	
	(リン酸アルミニウムナトリウム、アルミノケイ酸ナトリウム、硫酸ア	
	ルミニウム、着色料アルミニウムレーキ、金属アルミニウム、硫酸アル	
	ミニウムアンモニウム) (2011, JECFA)	
	・ラットにおける硫酸アルミニウムアンモニウムの経口投与後の吸収率	
	単回投与時:0.039~0.067%	
	反復経口投与時:0.003~0.0023%(2007,厚生労働省委託試験)	
	・ラットにおける硫酸アルミニウムの吸収率	

	単回投与時:0.046~0.069%(2007,厚生労働省委託試験)
	・アルミニウムの吸収は、吸収を増加させるクエン酸塩、不溶性のアルミ
	ニウム塩を形成して吸収を低下させるリン酸塩のようにアルミニウムイ
	オンと結合する食品中の物質によって変わりうる (2011, JECFA)
	・吸収されたアルミニウムは血液、骨、脳、肝臓及び腎臓に分布する(ラ
	ット) (2006, JECFA)
	・吸収されたアルミニウムの主要な排出経路は尿である(ラット、ヒト)
	(2006, JECFA)
急性毒性	LD ₅₀ : 162~750 mg Al/kg 体重(ラット)、164~980 mg Al/kg 体重(マウス)
	(2008, EFSA)
反復投与毒性/発がん性	・種々のアルミニウム化合物について亜急性毒性試験が実施されており、
/生殖発生毒性等	肝臓や腎臓への影響が認められている (2006, JECFA; 2011, JECFA)。
	・食品の摂取によるヒトへの発がん性は考えにくい (2008, EFSA)。
	・神経毒性については、クエン酸アルミニウムを①妊娠期間及び授乳期間
	中の母動物及び②離乳後の出生児(12ヶ月間)に飲水投与したところ、
	100mg Al/kg 体重/日の群で神経筋機構に関する影響として、握力の低下
	が認められている (2011, JECFA)。
	・EFSA の評価では、マウスの神経発達毒性(握力低下)を指標に NOAEL を
	算出している (2008, EFSA)。
	・生殖毒性は認められていない (2011, JECFA)。
	・国内で実施した硫酸アルミニウムカリウムの 90 日間反復混餌投与毒性試
	験では、クエン酸アルミニウムで認められた握力低下は認められなかっ
	た。膀胱への影響等により、NOAEL を 82 mg/kg 体重/日(アルミニウムと
	して) としている。(2014,厚生労働省委託試験)
遺伝毒性	微生物やほ乳類細胞を用いた試験では遺伝毒性は認められていない。高用
	量の曝露により間接的に DNA 損傷や染色体への影響が認められたが、ヒト
	の食品由来のアルミニウムの摂取との関連は考えにくい (2011, JECFA;
	2008, EFSA)。
その他	・食品由来のアルミニウムの曝露により、アルツハイマーのリスクが高く
	なるとは考えられない (EFSA, 2008)。
	・アルツハイマー病とアルミニウムの因果関係を証明する根拠はない
	(2011, JECFA)。
├─────────────────── │推定摂取量	(1) 日本
	(i) 平成 23 年度~平成 24 年度マーケットバスケット(2011, 2012, 厚生
	労働省)
	①平均摂取量
	小児 (1~6 歳): 加工食品 1.8mg/人/日、未加工食品 0.17mg/人/日
	学童 (7~14 歳): 加工食品 2.0mg/人/日、未加工食品 0.31mg/人/日
	300000000000000000000000000000000000000

青年(15~19歳):加工食品 2.5mg/人/日、未加工食品 0.35mg/人/日成人(20歳以上):加工食品 2.2mg/人/日、未加工食品 0.37mg/人/日 ※加工食品及び未加工食品による週間摂取量は、小児:0.86mg/kg 体重/日、学童:0.45 mg/kg 体重/週、青年 0.35mg/kg 体重/週、成人 0.30mg/kg 体重/週。

②95 パーセンタイル値¹

小児: 2.0 mg/kg 体重/週、学童: 0.98/kg 体重/週、青年: 0.80kg 体重/週、成人 0.61mg/kg 体重/週

(ii) 平成 12 年度マーケットバスケット調査(2000, 厚生労働省)小児 5. 1mg/人/日、学童 5. 7mg/人/日、青年 6. 8mg/人/日、成人 7. 7mg/人/日、高齢者 8. 0mg/人/日

※週間摂取量は、小児: 2. 2mg/kg 体重/週、学童: 1.1 mg/kg 体重/週、 青年 0. 85mg/kg 体重/週、成人 0. 92mg/kg 体重/週、高齢者 1. 1mg/kg 体 重/週

(iii) 平成 10 年度~平成 11 年度マーケットバスケット調査 (1998, 1999, 厚生労働省)

加工食品 3.65 mg/人/日、未加工食品 1.58mg/人/日

- ※週間当りの摂取量に換算すれば、加工食品及び未加工食品による摂取量は 0.73 mg/kg 体重/週。
- (iv) 平成 18 年度~平成 22 年度のサンプルを用いた 20 歳以上の陰膳調査 (2013, 日本食品分析センター)

平均值: 72. 41 μ g/kg 体重/日

90 パーセンタイル値: $124 \mu g/kg$ 体重/日 95 パーセンタイル値: $184 \mu g/kg$ 体重/日

※週間当りの摂取量に換算すれば、平均値:0.51mg/kg 体重/週、90パーセンタイル値:0.87mg/kg 体重/週、95パーセンタイル値:1.29mg/kg 体重/週

- (v) 平成 19 年の生産流通調査に基づく推計(2010, 厚生労働省委託事業)
 - ・硫酸アルミニウムアンモニウム: 0.21 mg Al/人/日
 - ・硫酸アルミニウムカリウム: 3.07 mg AI/人/日

_

¹ マーケットバスケット調査で得られた食品群ごとの食品中のアルミニウムの濃度に各人の食品群ごとの摂取量を乗じることにより、各人の食品由来のアルミニウムの総摂取量を算出し、これを各人の体重で割って各人の体重当たりのアルミニウムの摂取量を求めた。次に、各人の体重当たりのアルミニウム摂取量を年齢層ごとに小さいものから順番に並べ、95パーセント目のものを95パーセンタイル値とした。

- ・タール系色素: 0.011 mg AI/人/日
- ※週間当りの摂取量に換算すれば、成人: 0.46mg Al/kg 体重/週

(2)海外

(i) オーストラリア

トータルダイエットスタディーにより、各年代 $(9 \, \tau \, \text{月} \, \text{、} 2 - 5 \, \text{歳} \, \text{、} 6 - 12 \, \text{歳} \, \text{、} 13 - 16 \, \text{歳} \, \text{、} 17 \, \text{歳以上})$ のアルミニウムの摂取量を推計したところ、平均値及び $90 \, \text{パーセンタイル値のいずれも JECFA}$ の PTWI の範囲内であった (2011, FSANZ)。

※対 PTWI 比は 2-5 歳で最も高く、平均値で約 30%、90 パーセンタイル値で約 60%であった。

(ii) イギリス及びフランス (2008, EFSA)

- 60kg 体重の成人: 0.2~1.5mg/kg 体重/週
- ・子供及び若者の 97.5 パーセンタイル値: 0.7~2.3mg/kg 体重/週

(iii) 成人のアルミニウムの平均曝露量 (2011, JECFA)

WHO: $11\sim136\,\mathrm{mg}/\mathrm{A}/$ 週、オーストラリア: $17\,\mathrm{mg}/\mathrm{A}/$ 週、中国: $23\sim136\mathrm{mg}/\mathrm{A}/$ 週、香港: $36\,\mathrm{mg}/\mathrm{A}/$ 週、EU: $11\sim91\mathrm{mg}/\mathrm{A}/$ 週、アメリカ: $60\mathrm{mg}/\mathrm{A}/$ 週 ※成人で $10\sim140\mathrm{mg}/$ 週(体重 $60\mathrm{kg}$ と仮定すれば、アルミニウムとして $0.2\sim2.3\mathrm{mg/kg}$ 体重/週)。

添加物が使用される食品

用途	主な対象食品	
膨脹剤(ベーキング	一部の菓子パン(メロンパン等)、焼菓子(スポ	
パウダー等)	ンジケーキ等)、揚げ菓子(ドーナツ等)、蒸し菓	
	子(小麦饅頭、蒸しパン等)等	
色止め剤	漬物(ナスの漬物、シソの実漬等)	
形状安定剤(煮崩れ	魚介類 (たこ、いか、くらげ、うに等の魚介類)	
等の防止)	等	
品質安定剤	野菜等(栗、芋、豆、ごぼう、れんこん等)の煮	
	物	
着色料	食品全般	

その他	・食品安全委員会において、アルミニウムに関する情報及びファクトシー	
	トが作成されている。	
	アルミニウムに関する情報(平成 24 年 6 月 28 日更新)	
	http://www.fsc.go.jp/sonota/alumi/alumi_201010.pdf	
	食品安全委員会第32回企画専門調査会(2009年12月17日)資料 4	
	http://www.fsc.go.jp/fsciis/meetingMaterial/show/kai20091217ki1	